

改正

昭和57年 3 月24日 条例第19号
昭和58年 3 月25日 条例第15号
昭和61年 3 月26日 条例第16号
昭和62年 3 月23日 条例第12号
昭和63年 7 月 1 日 条例第25号
平成 5 年 3 月23日 条例第14号
平成 7 年 3 月24日 条例第25号
平成 9 年 3 月27日 条例第24号
平成10年 3 月26日 条例第23号
平成12年 3 月30日 条例第28号
平成16年12月27日 条例第50号
平成17年12月26日 条例第117号
平成22年 3 月26日 条例第17号
平成23年 8 月30日 条例第32号
平成23年12月26日 条例第49号
平成25年 6 月28日 条例第32号
平成26年12月24日 条例第53号
平成27年12月24日 条例第53号
平成29年12月22日 条例第39号
令和 7 年12月24日 条例第92号

盛岡市屋外スポーツ施設条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、他の条例に定めるものを除くほか、屋外スポーツ施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 屋外スポーツ施設を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立太田テニスコート	盛岡市上太田穴口 4 番地 3
盛岡市立松園テニスコート	盛岡市西松園三丁目19番 4 号
盛岡市立綱取スポーツセンター	盛岡市浅岸字綱取34番地251

盛岡市立東中野運動広場	盛岡市東中野字立石 8 番地11
盛岡市立乙部運動広場	盛岡市乙部28地割34番地 2
盛岡市立生出スキー場	盛岡市下田字生出1350番地
盛岡市立玉山運動場	盛岡市日戸字鷹高50番地 3
盛岡市立好摩相撲場	盛岡市好摩字野中69番地49
盛岡市立好摩テニスコート	盛岡市好摩字野中69番地49
盛岡市立つなぎ多目的運動場	盛岡市繫字除キ32番地 2

(開設期間及び使用時間)

第3条 屋外スポーツ施設の開設期間及び使用時間は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄及び右欄に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する屋外スポーツ施設にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第10条から第12条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これらを変更することができる。

区分	開設期間	使用時間
盛岡市立太田テニスコート	4月1日から11月30日まで (屋内テニスコートにあつては、1月4日から12月28日まで)	午前9時から午後9時まで
盛岡市立松園テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立綱取スポーツセンター	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立東中野運動広場	4月1日から11月30日まで	午前9時から午後5時（6月から8月までにあつては、午後7時）まで
盛岡市立乙部運動広場	通年	午前9時から午後9時まで
盛岡市立生出スキー場	12月20日から翌年の3月25日まで	午前9時から午後9時まで
盛岡市立玉山運動場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後9時まで
盛岡市立好摩相撲場	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後5時まで
盛岡市立好摩テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時から午後9時まで
盛岡市立つなぎ多目的運動場	3月1日から12月28日まで	午前9時から午後9時（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和

		23年法律第178号)に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）にあつては、午前8時から午後9時）まで
--	--	---

（休場日）

第4条 屋外スポーツ施設（盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を除く。以下この項において同じ。）の休場日は、次の各号に掲げる屋外スポーツ施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開場し、又はこれら以外の日に休場することができる。

- （1） 盛岡市立太田テニスコート及び盛岡市立綱取スポーツセンター 毎月第3火曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日）
- （2） 盛岡市立松園テニスコート及び盛岡市立東中野運動広場 毎月第3金曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その前日）

2 盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場は、休場しないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に休場することができる。

（使用の許可等）

第5条 屋外スポーツ施設（盛岡市立乙部運動広場を除く。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、屋外スポーツ施設の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前項の許可をしないものとする。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、屋外スポーツ施設の管理上適当でないとき。

3 市長は、屋外スポーツ施設の管理上必要があると認めたときは、第1項の許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第6条 市長は、屋外スポーツ施設の管理上必要があると認めたとき又は前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは屋外スポーツ施設からの退去を命ずることができる。

- （1） この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

- (2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 屋外スポーツ施設を使用する者は、屋外スポーツ施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を受けないで物品の販売その他の商行為をすること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(使用料)

第8条 使用者から別表に定めるところにより使用料を徴収する。

2 使用料は、許可の際に徴収する。

(利用料金)

第9条 指定管理者が管理する屋外スポーツ施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

- 2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 使用者は、第5条第1項の許可を受けた際に利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料（指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「障害者」という。）が個人で使用するとき及び障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき（営利を目的とする場合を除く。）。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により屋外スポーツ施設を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 屋外スポーツ施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申

請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 屋外スポーツ施設の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

(1) 市民の平等な使用が確保されること。

(2) サービスの向上が図られること。

(3) 管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第16条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第17条 指定管理者の行う屋外スポーツ施設の管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。

(2) 取得した個人情報を適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第18条 屋外スポーツ施設の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開設期間又は使用時間を変更すること。

(2) 第4条第1項ただし書の規定に基づき、臨時に開場し、若しくは休場し、又は同条第2項ただし書の規定に基づき、臨時に休場すること。

(3) 第5条第1項の許可を行うこと。

(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。

(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又

は行為の中止若しくは屋外スポーツ施設からの退去を命ずること。

(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、屋外スポーツ施設の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 業務の実施状況

(2) 使用者の数

(3) 利用料金の収入実績

(4) 管理経費の収支状況

(5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、屋外スポーツ施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第19号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第15号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第16号)

この条例は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第12号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第25号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (平成5年条例第14号)

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第25号）

この条例は、平成7年5月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「盛岡市上太田穴口13番地3」を「盛岡市上太田穴口4番地3」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第24号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第23号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市屋外スポーツ施設条例の規定は、平成10年7月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第28号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成16年条例第50号抄）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 附則第3項及び第4項（第1条の改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - （2） 第16条の規定 平成17年4月1日
- 2 この条例の施行の際第1条から第3条まで、第7条から第10条まで、第12条、第13条、第15条、第17条から第32条まで、第34条及び第35条の規定による改正前のそれぞれの条例（以下「改正前の各条例」という。）の規定により市長若しくは教育委員会が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各条例の規定により市長若しくは教育委員会に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。
- 3 第1条から第13条まで、第15条及び第17条から第35条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定による指定管理者の指定の方法及び当該指定の告示は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成17年条例第117号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表に次のように加える改正規定、第10条の改正規定、別表の改正規定（盛岡市立仙北相撲場の項を削る部分を除く。）及び次項から附

則第4項までの規定は、平成18年1月10日から施行する。

- 2 玉山村の編入の日前に旧村営スキー場設置及び管理に関する条例（昭和56年玉山村条例第15号）、旧村営玉山地区運動場設置及び管理に関する条例（昭和56年玉山村条例第16号）、旧村営好摩相撲場条例（平成7年玉山村条例第4号）又は旧村営好摩テニスコート条例（平成7年玉山村条例第5号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、次項に定めるもののほか、改正後の盛岡市屋外スポーツ施設条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 玉山村の編入の日前に旧村営玉山地区運動場設置及び管理に関する条例、旧村営好摩相撲場条例及び旧村営好摩テニスコート条例の規定に基づきなされた許可に係る使用料については、同条例の例による。
- 4 玉山村の編入の日前に旧玉山村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年玉山村条例第31号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、公の施設の管理を指定管理者に行わせる等のための関係条例の整備に関する条例（平成16年条例第50号）第26号の規定による改正後の盛岡市屋外スポーツ施設条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成22年条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第49号）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成25年条例第32号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第53号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第53号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第39号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第92号）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市屋外スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市屋外スポーツ施設条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する屋外スポーツ施設にあっては、その利用に係る料金。

以下同じ。)について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

（１） 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立松園テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立東中野運動広場、盛岡市立乙部運動広場、盛岡市立生出スキー場及び盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料

区分			一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立太田テニスコート	屋外テニスコート (1面につき1時間までごとに)		900円	450円
	屋内テニスコート (1面につき1時間までごとに)		1,800円	900円
盛岡市立松園テニスコート	テニスコート (1面につき1時間までごとに)		900円	450円
盛岡市立綱取スポーツセンター	運動広場 (1時間までごとに)		750円	220円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)		450円	150円
盛岡市立東中野運動広場	運動広場 (1時間までごとに)		450円	150円
	テニスコート (1面につき1時間までごとに)		450円	150円
盛岡市立乙部運動広場	運動広場		無料	
盛岡市立生出スキー場	ロープ塔	午前9時から午後1時まで、正午から午後4時まで又は午後6時から午後9時まで	1,260円	630円

		で		
		午前 9 時から午後 4 時まで	2, 190円	1, 090円
		開設期間中	15, 750円	11, 020円
盛岡市立つなぎ多目的運動場	多目的運動場（1 時間までごとに）		4, 000円	2, 000円

備考

- 1 盛岡市立つなぎ多目的運動場の半面を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 5 割に相当する額とする。
 - 2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立綱取スポーツセンター（運動広場に限る。）、盛岡市立東中野運動広場（運動広場に限る。）又は盛岡市立つなぎ多目的運動場を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 倍に相当する額とする。
- （2）盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩相撲場及び盛岡市立好摩テニスコートを使用する場合の使用料

区分					一般	高等学校生徒以下の者
盛岡市立玉山運動場	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1 時間までごとに	460円	220円
				1 日までごとに	3, 000円	1, 500円
			その他の日	1 時間までごとに	310円	150円
				1 日までごとに	2, 010円	1, 000円
		その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1 時間までごとに	2, 040円	
				1 日までごとに	13, 090円	
			その他の日	1 時間までごとに	1, 570円	
				1 日までごとに	10, 080円	
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	土曜日及び休日	1 時間までごとに	1, 890円	940円
				1 日までごとに	12, 090円	6, 040円
			その他の日	1 時間までごと	1, 260円	630円

				に			
				1 日までごとに	8, 040円	4, 020円	
		その他の催しに使用する 場合	土曜日及び 休日	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が94, 500円に満たない場合は、94, 500円）			
			その他の日	使用する日ごとにその日の最高入場料の100人分に相当する額（その額が78, 750円に満たない場合は、78, 750円）			
盛岡市 立好摩 相撲場	料金を徴収 しない場合	アマチュア競技に使用する 場合	1 時間までごと に	310円	150円		
		個人使用の場合（1 人につ き）	1 時間までごと に	150円	70円		
		その他の催しに使用する場 合	1 時間までごと に	460円			
	料金を徴収 する場合	アマチュア競技に使用する 場合	1 時間までごと に	940円	460円		
		その他の催しに使用する場 合	使用する日ごとにその日の最高入場料の50人分に相当する額（その額が39, 370円に満たない場合は、39, 370円）				
盛岡市 立好摩 テニス コート	料金を徴収 しない場合	1 面につき 1 時間までごとに			580円	290円	
	料金を徴収 する場合	1 面につき 1 時間までごとに			1, 760円	880円	

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び祝日法による休日をいう。
- 「1 日」とは、午前 8 時から午後 5 時までの間に 6 時間を超えて使用する場合をいう。
- 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が盛岡市立玉山運動場又は盛岡市立好摩相撲場を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の 2 倍に相当する額とする。ただし、当該使用が料金を徴収し、かつ、その他の催しに使用する場合に該当する場合は、この限りでない。

(3) 附属設備を使用する場合の使用料

ア 拡声装置 1日につき1,500円

イ 盛岡市立太田テニスコート、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡市立玉山運動場、盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市立つなぎ多目的運動場の照明設備 実費の範囲内で市長の定める額

ウ 盛岡市立太田テニスコートのシャワー室 実費の範囲内で市長の定める額